

## 凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法
令和2年改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)
令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法
旧令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法
令和2年旧措置法施行令	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
令和2年改正前震災特例法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)
令和2年旧沖特令	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第12条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)

(注) この手引は、令和4年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。